別添

**鳥取県立鳥取商業高等学校CG室**

**パソコン等賃貸借仕様書**

目　　　次

１．総則 1

１．１　概要 1

１．２　整備場所 1

１．３　発注者 1

１．４　賃貸借期間及び納入期限 1

１．５　本仕様書遵守に要する経費 1

１．６　疑義の解釈 1

１．７　損傷補償 1

１．８　提出図書 2

１．９　保守 2

１．１０　機器等の検査 3

１．１１　廃材の処理 3

１．１２　契約終了時の機器の取扱い 3

１．１３　作業日程等 3

１．１４　個人情報の保護 3

１．１５　かし担保責任 3

２．納入機器及び機器仕様 4

２．１　納入機器一覧 4

２．２　納入機器の交換等 4

２．３　その他 4

１．総則

## １．１　概要

令和２年９月に整備されたCG室のパソコン等のリース期間満了に伴い、新たにパソコン等（以下「機器」という。）を調達の上、鳥取県立鳥取商業高等学校（以下「学校」という。）に設置し、正常に稼動するよう設定を行うこと。

## １．２　納入場所

　　鳥取市湖山町北二丁目４０１　鳥取県立鳥取商業高等学校

## １．３　発注者

本仕様書でいう発注者は、鳥取県立鳥取商業高等学校をいう。

## １．４　賃貸借期間及び納入期限等

（１）賃貸借期間　令和７年９月１日から令和１２年８月３１日まで（６０か月）

（２）契約期間　　令和７年９月１日から令和１２年９月３０日まで

（３）納入期限　令和７年８月２９日（金）

## １．５　本仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担で行うこと。

## １．６　疑義の解釈

本仕様書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、本仕様書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、発注者と協議すること。

## １．７　損傷補償

機器の搬入、撤去、設置及び設定作業（以下「作業」という。）は全て受注者の責任において施工することとし損傷補償は次に定めるところによる。

（１）作業に当たり施設の損傷し、又は作業敷地外の土地を踏み荒らし、あるいは道路の損傷など第三者に損害を与えた場合の補償は受注者が負担するものとする。

（２）作業に当たり、施設などに損傷を与えた箇所は、発注者の指示に従い速やかに原形に修復すること｡

（３）作業において、施設の削り取り、孔あけ等を行う場合は、発注者の指示に従い最小限度とし、体裁良く修復すること。

１．８　提出図書

次の図書を引渡し時に発注者に提出すること。提出物は、Ａ４版でファイリングすること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 名称 | 部数 |
| 新品証明書 | 新品証明書（納品物が新品であることを受注者証明すること。） | １部 |
| 完成図・設計書 | 機器設置図  主要機器一覧（シリアル番号含む）  機器設定情報等に係る資料  試験成績書 | １部 |
| 写真 | 写真（作業前・作業後の部屋の写真） | １部 |
| 保守手引書 | 保守体制図及び緊急時連絡体制図 | １部 |
| 保証書 | － | １部 |
| ライセンス証書 | ソフトウェアライセンス証書 | １部 |
| その他 | その他発注者が必要と認める関連図書及び資料 | １部 |

## １．９　保守

保守期間は、借入期間とする。

障害が発生した場合は、学校担当者及び発注者と連携して速やかに復旧の措置をとること。

なお、機器が所定の性能及び機能を確保できるよう十分な情報交換を行い、連携し、円滑な運用ができるように技術支援を行うこと。

また、整備の不備によって事故が生じた場合には、受注者において速やかに無償で修理することとし、取扱いの過誤によらない原因での機器の故障、損傷などの不良及び不備が生じた場合には、受注者において速やかに無償で修理又は交換すること。ただし、発注者の責による故障及び天災による機器の故障、損傷についてはこの限りでない。

（１）保守受付時間

国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、その

他法令に定める休日並びに１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除く、月

曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後４時３０分まで

（２）保守サービス方法

ア 受注者は必要に応じて機器の設置場所へ技術員を派遣させること。

なお、障害連絡を受けてから２時間以内に発注者又は各学校担当者の指定する場所に到着すること。

また、障害復旧時間は機器交換を含めて４時間程度を目安とすること。

イ 保守形態はオンサイト（現地修理、現地交換）とすることとし、止むを得ない

場合には代替機先出しの持ち帰り修理も可とする。

ウ 持ち帰りによる修理をした場合において、修理後は発注者又は各学校担当者の

指定する場所に設置すること。

エ 故障等により、記憶装置容量の初期化、ソフトウェアのアンインストール等を行った場合は、導入当初の状態（全ソフトのインストール、設定）に設定すること。

なお、可能な限りユーザーデータを復元すること。

オ 導入時同等品のファームウェアが機能向上された場合（BIOSのファームウェア

アップデート等）には無償で提供すること。ただし、機器の追加または更新を伴

う場合についてはこの限りではない。

（３）保守対象

保守対象については別紙「機器仕様一覧表」のとおり。

## １．１０　機器等の検査

発注者が必要と認めた場合、機器（ケーブル類等を含む。）及びソフトウェアについて検査を求めることがある。

（１）検査に要する費用は受注者の負担とする。

（２）検査に必要な測定器は受注者において用意すること。

## １．１１　廃材の処理

本整備に伴い発生する梱包材等について、関係法令等を遵守し、受注者が適切に処理すること。

## １．１２　契約終了時の機器の取扱い

（１）今回整備される機器、配線等については、賃貸借期間満了後又は契約が解除された後は、受注者が取り外し、撤去することとし、取り外し及び撤去にかかる経費は本仕様に含むものとする。

なお、本整備において生じた施設の孔あけ等箇所は、撤去の際に体裁良く修復し、修復の状態について発注者の確認を受けること。

（２）機器撤去の際は、受注者の負担によりデータを完全に消去すること。なお、データ消去の取り扱いについては、別紙２「学校発注専門機器に係るデータ消去の取り扱いについて」によること。

## １．１３　作業日程等

　本整備の作業時間は、平日の午前８時３０分から午後４時３０分までとし、作業日程については、発注者と別途調整すること。

## １．１４　個人情報の保護

受注者は、本整備を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

## １．１５　かし担保責任

（１）発注者は、引渡し完了後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

（２）（１）の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

（３）（１）及び（２）の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

# ２．納入機器及び機器仕様

本整備の納入機器は全て新品であること。

## ２．１　納入機器一覧

別紙「機器仕様明細書」を参照すること。

## ２．２　納入機器の交換等

賃貸借期間中に故障等の理由により納入した機器の交換が必要となった場合で、製造中止等の理由により新品の納入ができないときは、交換前の機器と同等以上の性能を有する新品の機器を納入すること。ただし、納入しようとする機器について事前に発注者の承認を受けなければならない。

## ２．３　その他

設置に必要な部材・ケーブル・設置機器類は適宜受注者が用意すること。なお、これらにかかる経費は、本仕様に含むものとする。

機器導入に関しては、搬入・設置・設定（ネットワークを含む）・ソフトウェアのインストール作業を行うこと。設置及び設定の詳細は別紙「機器仕様一覧表」のとおりとする。

また、借入期間が終了したときは、データの消去作業を行うこととし、完了したときはデータ消去業務完了報告書（様式１）及びデータ消去作業完了機器リスト（様式２）を提出すること。

なお、これに係る経費は本仕様に含むものとする。

作業日程の調整、各種設定及び機器の配置レイアウトについては、学校担当者と十分協議のうえ実施すること。

納入後に学校担当者への説明を行うこと。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

1. 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては個

人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律 （平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正

に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

２　乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外保有・利用の禁止）

第３条　乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保

有し、又は利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第４条　乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただ

し、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第５条　乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限

りでない。

２　前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければなら

い。

３　前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督

しなければならない。

（個人情報の引渡し）

第６条　業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場

所で行うものとする。

２　乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該

個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

（複製・複写の禁止）

第７条　乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限り

でない。

（安全管理措置）

第８条　乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」

という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を

を講じなければならない。

（研修実施時における報告）

第８条の２　乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法

で報告しなければならない。

２　第５条第１項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し前

項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなけれ

ばならない。

（事故発生時における報告）

第９条　乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

２　甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必

要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（個人情報の返還等）

第10条　乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直

ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

２　前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求め

られたときは、これに応じなければならない。

３　乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能

とするために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告し

なければならない。

（定期的報告）

第11条　乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定す

る方法で報告しなければならない。

２　第５条第１項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前

項の報告を受けなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなけれ

ばならない。

（監査）

第12条　甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含

　 む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行う

ことができる。

２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関

し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条　乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和４年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に

対して、その損害を賠償しなければならない。

２　乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、

　乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

３　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅

滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条　甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を

解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条　乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第２条第１項第６

号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報

　の取扱いについても、第２条から前条までと同様とする。

（注）　甲は鳥取県、乙は受注者をいう。